

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年2月7日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/7

● 2月5日、イスラエル政府は、新型コロナウイルス変異種のイスラエルへの更なる侵入を防止するため、1月25日から実施中のイスラエルに発着する商用旅客便の運航停止等の措置を2月20日（土）まで14日間延長する決定を公表しました。

● 今回の決定は、「出入国規則の14日間の延長」という形をとっていますが、実質的に空港及び陸路検問所の閉鎖を延長するものであり、原則としてイスラエルへの出入国はできません。

出入国に係る例外事由が詳述されていますが、当該期間に出入国を希望し、これらの事由に該当する方は、所定の書類を例外委員会に提出して承認を受ける必要があります。

（出入国規制措置の延長等に関する首相府発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

（同発表、ヘブライ語）

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint050221

（National Emergency Portal 内の「Guidelines for those traveling abroad and arriving Israel」、英語）

<https://www.oref.org.il/12605-17129-en/Pakar.aspx>

● 当該出入国期間中にどの程度の商用便が運航するかは不明です。唯一、イスラエル航空が確実に運航しているフランクフルト経由での出入国を検討される方は、ドイツ政府が日本、イスラエル両国からの短期渡航者のドイツ入国を制限していることに留意する必要があります。乗継便へ機内預け荷物（スーツケース等）のスルーチェックインができない場合、フランクフルト国際空港において入国審査を経てターンテーブルで機内預け荷物（スーツケース等）を受け取り、チェックインカウンターで再度荷物を預けることができません。

また、他の国際空港における機内預け荷物の扱いについては、航空会社に問い合わせたり、当該国の関係機関のホームページ等で事前に調べることをお勧めします。

（在ドイツ日本国大使館ホームページ掲載の「ドイツでの乗り継ぎにあたっての留意点」）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

今後もイスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

【参考情報】

(イスラエル保健省)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

(National Emergency Portal)

<https://www.oref.org.il/en>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

(新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>